

令和3年度第2回大阪府市地方独立行政法人  
大阪産業技術研究所評価委員会  
議事要旨

- 1 日 時 令和3年8月18日（水）午後2時00分～午後3時45分
- 2 場 所 地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター 3階 大講堂
- 3 出席委員 湯元委員長、生駒委員、小林委員、田畑委員、平山委員
- 4 議事内容

(1) 令和2事業年度の業務実績に関する評価結果（案）にかかる意見について

- ・参考資料1から3に基づき、令和2事業年度の業務実績に関する評価結果（案）について大阪府から説明が行われた後、小項目評価、大項目評価及び全体評価について審議が行われた。
- ・審議終了後、資料1に基づき、大阪府市地方独立行政法人大阪産業技術研究所評価委員会共同設置規約第4条の規定等に基づく評価委員会の意見は、「令和3年8月4日開催の本評価委員会で示された評価結果（案）の小項目9及び10のⅡ評価については、以下の理由によりⅢとすることが適当である。また、同小項目を含む大項目3のC評価についても前述の評価内容を踏まえ、Aとすることが適当である。その上で、全体評価については、全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗しているとするのが妥当である」とすることが決定された。

〔理由〕

- ・コロナ禍において活動が制限される中、感染防止対策を講じて企業への研修等を着実にを行い、（国研）産業技術総合研究所等と連携して「産業技術支援フェアin KANSAI」をオンライン形式で開催するなど、企業が求める技術人材の育成等に積極的に取り組んでいること。（小項目9）
- ・コロナ禍において活動が制限される中、両センターの顧客情報データベースを共有化するなど、統合後の法人の基盤整備を着実に進め、全体として計画どおり実施していること。（小項目10）

(2) 第1期中期目標期間の（見込）業務実績に関する評価結果（案）にかかる意見について

- ・参考資料4に基づき、第1期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果（案）について大阪府から説明が行われた後、大項目評価及び全体評価について審議が行われた。
- ・審議終了後、資料2に基づき、地方独立行政法人法第28条第4項の規定に基づく評価委員会の意見は、「令和3年8月4日開催の本評価委員会で示された評価結果（案）については妥当である。ただし、大項目3（令和2事業年度）のC評価については、以下の理由によりAとすることが適当である。また、大項目3の中期目標

期間の（見込）評価結果のB評価についても、前述の評価内容を踏まえて、Aとすることが適当である」とすることが決定された。

〔理由〕

- ・コロナ禍において活動が制限される中、感染防止対策を講じて企業への研修等を着実にを行い、（国研）産業技術総合研究所等と連携して「産業技術支援フェアin KANSAI」をオンライン形式で開催するなど、企業が求める技術人材の育成等に積極的に取り組んでいること。（小項目9）
- ・コロナ禍において活動が制限される中、両センターの顧客情報データベースを共有化するなど、統合後の法人の基盤整備を着実に進め、全体として計画どおり実施していること。（小項目10）

（3）第1期中期目標期間の終了時の検討にかかる意見について

- ・資料3に基づき、地方独立行政法人法第30条第2項の規定に基づく評価委員会の意見は、「現状において同法人の業務を継続することが適当である」とすることが決定された。

（4）第2期中期目標（案）の概要説明について

- ・資料4から6に基づき、第2期中期目標（案）について大阪府から説明が行われた後、審議が行われた。
- ・第2期中期目標（案）に関する主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

- ・職員の確保や育成に関する内容が第1期中期目標と比べて簡略化しすぎている。重要なところなので、職員の意欲を喚起する内容等は残しておくべき。
- ・内部統制に関する内容はとても難しい。評価しやすいように見える化に取り組んでもらいたい。
- ・業務の継続的な取組の必要性から中期目標期間を5年間に設定していると思うが、期間が長い印象を受ける。
- ・数値目標がコロナの影響を除外して設定されているが、社会が大きく変化する事態を想定した柔軟性のある内容とするべき。

（5）第2期中期目標（案）にかかる意見について

- ・審議終了後、地方独立行政法人法第25条第3項の規定に基づく評価委員会の意見は、「令和3年8月18日開催の本評価委員会で示された中期目標（案）のとおり定めることは妥当である」とすることが決定された。

（6）その他

特になし

以上